

令和6年4月1日からは、18歳の年度末（高校生相当年齢）まで助成



子ども医療費助成 対象年齢を拡大します

子ども医療費受給資格証	
受給者番号	
氏名	
住所	
フリガナ 氏名	
子ども 生年月日	
公費負担者番号	
有効期間	
入院 通院	
町単独助成 公費負担者番号	
有効期間	
入院 通院	
発行者	
交付年月日	

*新しい受給資格証

ここに記載の有効期限が「18歳に達する日以後最初の3月31日」になっているもの

- * 対象者には、新しい子ども医療費受給資格証（水色）を郵送します。
- * 令和6年4月1日から使用できます。
- * 現在お持ちの古い資格証は、4月以降に処分してください。



1 対象の子ども

松前町に住民登録があり、いずれかの健康保険に加入している
0歳から18歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども

2 対象になる医療

保険診療による入院・通院の自己負担額(2割または3割分)

3 手続きが必要な人 (H18.4.2~H20.4.1生まれ)

新しく対象になる子どもの保護者へ、1月初旬に申請書を郵送します。必要事項を記入し、返信用封筒にてご提出ください。

すでに子ども医療受給資格証を持っている人や、ひとり親医療、重度心身障がい者医療、生活保護など、他の制度で医療費助成を受けている人は

手続き不要 だよ!



詳しくは町HPで確認を!



【問い合わせ先】

松前町役場 子育て支援課 児童福祉係 ☎089-985-4114